

尼崎の森中央緑地 管理水準書
(スポーツ健康増進施設除く)

令和2年8月

兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所

兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課

目次

公園の概要.....	1
I 管理方針.....	2
II 維持管理.....	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理.....	4
第2節 芝生管理.....	6
第3節 草地管理.....	7
2. 森育成管理	7
第1節 作業計画策定.....	8
第2節 進行管理.....	8
第3節 モニタリング.....	8
第4節 育苗管理.....	9
第5節 苗木育成管理.....	9
第6節 みなの花野管理.....	11
3. 施設管理	12
第1節 日常点検.....	12
第2節 定期点検.....	13
第3節 法定点検.....	14
第4節 施設修繕.....	14
第5節 茅葺き民家の管理.....	14
4. 占用施設について.....	15
5. 清掃	15
第1節 建築物等清掃.....	15

第2節 園内清掃.....	16
III 運営管理.....	18
1. 管理体制	18
2. 安全巡視	18
3. 利用の指導	18
4. 利用料金等の徴収.....	19
5. 利用の許可	19
6. 利用の増進及び住民参画の取り組み.....	20
IV 緊急時の対応.....	29
1. 災害・事故への対応.....	29
2. 警備	30
3. 損害保険への加入.....	30
V その他.....	32
1. 県への報告	32
2. 県への損害賠償	34
3. 指定管理業務以外の業務.....	34

尼崎の森中央緑地管理水準書

公園の概要

公 園 名：尼崎の森中央緑地（都市緑地）

所 在 地：尼崎市扇町（尼崎市西部臨海地域）

開園面積： 18.9ha

※うち 3.5ha は尼崎スポーツの森（スポーツ健康増進施設）：別途 PFI 事業による指定管理

概 要：「尼崎の森中央緑地」は、尼崎臨海地域の自然再生と魅力と活力あるまちづくりの推進を目指す「尼崎 21 世紀の森構想」（資料編 P. 13）のリーディングプロジェクトとして位置付けられており、平成 18 年（2006 年）5 月に水泳、スケート等の複合運動施設である「尼崎スポーツの森」（資料編 P. 16）を含む一部を供用している。平成 26 年（2014 年）5 月にはパークセンターや育苗施設等、平成 27 年（2015 年）10 月には大芝生広場、平成 30 年（2018 年）7 月都市公園区域 18.9ha を全面開園し、生物多様性の森づくりや環境学習等に取り組んでいる。

本公園では、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の三原則に基づき、周辺の流域等からタネを採取し、地域性の苗木を育て、100 年かけて生物多様性の森づくりを進めるという世界でもほとんど類のない取り組みを行っている。本公園の森づくりは、地域住民や企業・地域団体等との協働、参画により進めることとしている。

また、本公園は、尼崎市の地域防災計画において、地域防災拠点に位置付けられている。

主要施設：資料編（P. 1）参照

利用状況

年間利用者数：約 25 万人（2019 年度実績）。春期（5 月、6 月）、秋期（10 月、11 月）に利用者が多い傾向である。繁忙期で 2.9 万人／月、閑散期で 1.3 万人／月。

利用者傾向：親子連れ（家族）の利用が多いが、散策等の利用も見られる。
尼崎市在住の利用者が約半数となっている。

I 管理方針

1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守

県は、平成 28 年(2016 年)6 月に策定した「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」に基づき、県立都市公園の管理運営等を行うこととしている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan2016.html>

〈兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3 世代が楽しめる公園づくり

III 環境との共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰効果的な広報の推進
- ⑱公園づくりの評価等の推進

2. 施設管理方針

本公園は、生物多様性の森づくりを推進していることなどを踏まえ、特に、植物の管理については、管理水準書を基にそれぞれの特性を把握し、質の高い維持水準を保つこと。

3. 運営管理方針

「尼崎 21 世紀の森構想」（資料編 P. 13）のリーディングプロジェクトとなる本公園は、「尼崎の森中央緑地基本計画・整備計画」（資料編 P. 14）及び「尼崎 21 世紀の森づくり行動計画（改訂版）」（資料編 P. 14）に基づき、参画と協働による「地域が育てる森」づくりを進めながら、森の生長に応じ、人々が自然の恵みを享受できる「地域を育てる森」への展開を目指している。

のことから、森づくりに取り組みながら、生育した森を活用して、児童・生徒の環境学習や、地元自治会等との協働による「森の文化祭」等のイベントを実施するなど、本公園を拠点とした地域の活性化、魅力あるまちづくりを推進している。

そこで、本公園の運営管理にあたっては、「地域を育てる森」の場としてさらに展開が図れるよう下記を踏まえて取り組むこと。

- ① 「尼崎 21 世紀の森構想」の認知度を向上させる魅力的で特色のある新たなプログラムの展開やイベント規模の拡大等、更なる利用の促進を図る。
- ② 環境学習等による森づくりの担い手育成や、「森っこ活動日」など多彩なプログラムの継承・発展等、将来につながる公園活動を推進する。
- ③ 多様な人材の発掘による「森の会議」の充実や、「森の会議」で発案された企画の実施による公園利用の促進を図る。
- ④ 利用者の満足度を高めるため、利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れ、すべての利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行うこと。

4. 年間来園者数の目標

本公園を拠点とした尼崎臨海地域の活性化と魅力あるまちづくりの推進に資するため、

5年間の指定管理期間内に達成すべき年間来園者数を 50 万人以上とする。

II 維持管理

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行うこと。ただし、植栽後の苗木については、「2. 森育成管理」第5節の苗木育成管理（本編P. 9～11）を、みなの花野（本編P. 11）については、第6節のみなの花野管理を参照のこと。

1.1 管理対象範囲

修景目的で植栽した樹木（成木）を対象とする。資料編「樹木管理図」及び「樹木総括表」を参照すること。

1.2 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かす事を基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上、必要なものについて行うこと。

- (1) 適用範囲：約930本（樹木管理図（資料編P. 6）に示す範囲の高木）
- (2) 頻度：適宜（標準1回/年）
- (3) 高木剪定における留意事項
 - ①園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
 - ②道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界を侵さないよう剪定等の管理を行う。また道路管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
 - ③上記①、②の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
 - ④剪定枝は、チップ化利用など適切に処分する。

1.3 中低木剪定

中低木の植樹目的に応じ管理を実施すること。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点から管理を行うこと。

- (1) 適用範囲：中低木（中木約200本、低木約1,200m²）、生垣約980m（樹木管理図（資料編P. 6）に示す範囲の中低木）
- (2) 頻度：適宜（標準1回/年）
- (3) 中低木剪定における留意事項

- ①樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。また、園路沿い等、園内景観の形成において、重要な部分については特に留意する。
- ②機械刈を行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えるとともに鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
- ③刈取った枝葉はチップ化利用など適切に処分する。

1.4 施 肥

樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のため、必要があれば、適宜追肥を施すこと。

- (1) 適用範囲：樹木管理図（資料編 P. 6）に示す範囲の高・中低木
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 施肥実施における留意事項

樹木の特性等に応じ方法・時期・種類等適切に実施する。

1.5 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控えること。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布などにより早急に対応すること。

特に、クビアカツヤカミキリについては、毎年度、サクラ、セイヨウスモモ、ウメ、モモ、カキ、オリーブ、ハコヤナギ、ザクロ、コナラ、ヤナギなど該当樹種を全数調査し、その結果を県に報告するとともに、協議の上、必要な対策を講じること。

- (1) 適用範囲：園内樹木
- (2) 頻 度：発生状況により適宜行う。（4月～10月）
- (3) 薬剤散布に関する留意事項
 - ①薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
 - ②薬剤の種類は、病虫害の種類・状況に応じて決定する。
 - ③事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
 - ④散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかかるないように十分注意して行う。

1.6 枯損木処理

頻度：適宜

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行い、県に報告すること。

1.7 灌水

少雨などにより樹木が枯損する恐れがある場合は、適宜灌水を行うこと。

第2節 芝生管理

利用状況、設置目的、利用特性を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土かけ、灌水、養生等の作業を適切に行い管理すること。

2.1 適用範囲：約 56,570 m²（芝生管理図（資料編 P. 4）参照）

- (1) 大芝生広場 : 約 29,000 m²
- (2) 多目的広場（臨時駐車場） : 約 13,600 m²
- (3) 2工区芝生地 : 約 8,140 m²
- (4) その他芝生地（駐車場） : 約 5,830 m²

2.2 頻度

管理作業種別	エリア	頻度
芝刈	大芝生広場 多目的広場 2工区芝生地	3回/年
	その他芝生地	適宜
施肥	全域	適宜
エアレーション		
目土かけ		1回/年
ブランシング		
除草		1回/年
灌水		

2.3 広場としての芝生管理目標

それぞれの芝生の整備目的及び利用状況を勘案した管理を行うこと。

2.4 芝生管理における留意事項

- (1) 芝刈り作業を行う際は、充分に安全確保を行う。
- (2) 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜手刈りとする。

- (3) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- (4) 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (5) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。ふるい分けした目土用土を使用する。

第3節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行うこと。

3.1 草刈り

- (1) 適用範囲：機械除草約 19,690 m²（草地管理図（資料編 P. 5）参照）
- (2) 頻度：3回/年程度（ススキ草原については適宜）

3.2 草刈りを行ううえでの留意事項

- (1) 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- (2) 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- (3) 刈草、刈跡は快適な公園利用に支障を及ぼさないよう適切な処理を行う。
- (4) 草刈作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。
- (5) はじまりの森広場は、小規模なイベント利用等も可能であるため、利用状況に応じた管理を適切に行うこと。

2. 森育成管理

本公園で取り組んでいる六甲山系周辺、武庫川・猪名川流域等の地域産の種子から苗木を育てる生物多様性の森づくりに係る管理のことを、森育成管理と呼ぶ。

県は、学識者等による緑化技術検討会を年2回実施しており、植栽計画や、森育成管理の進捗に合せて、技術的問題点の抽出と対応策の検討を行っている。本検討会の協議事項を把握し、県と協議のうえ適切に森育成管理を行うこと。

【森育成管理に要する専門性】

生物多様性の森づくりに取り組むため、下記の専門技術やノウハウを有する職員等を配置し、森づくり活動に関する全般のコーディネートを行うこと。

- (1) 樹木、草本に関する専門的な知識及び栽培管理技術を有する。
- (2) 本公園の森育成等で求められる植生分布及び構成についての知識を有する。
- (3) 採集域限定種子由来の植物採取及び植物育成について十分な知識、技術、経験を有し、当該植物を使用した森、草原等自然環境の育成を実施することができる。

第1節 作業計画策定

育苗圃場の生育状況、植栽後の苗木の生育状況等を踏まえ、播種、鉢上げ、植栽、除草、間伐等の年間作業計画を県と協議の上策定し、適正な管理を行うこと。また、本公園での森づくりの定例活動、環境体験学習等で実施する作業（資料編 P. 17 参照）との調整を行うこと。

- (1) 播種：種子採取状況や圃場のスペースを考慮し、播種時期、樹種、播種量、播種方法等の作業計画を策定する。
- (2) 鉢上げ：植栽基盤の整備スケジュールや植栽計画、圃場のスペース、植栽後の苗木・野草の育成状況等を考慮し、鉢上げ時期、樹種、数量の計画を策定する。また、苗の生育状況を観察し、最適な培養土の選定などを検討する。
- (3) 植栽：中低木の補植等の植栽について樹種、時期、数量等の計画を策定する。
- (4) 除草：苗の生育状況、雑草の繁茂状況を把握し、除草箇所、時期、数量等の計画を策定する。
- (5) 間伐：冠の閉鎖程度を判断基準とし、間伐の時期、箇所、本数等の計画を策定する。

第2節 進行管理

県と調整のもと、森づくり全体の進行管理を行う。

- (1) 苗木植栽記録データベースの活用
植栽記録データベース（植栽年月日・樹種・本数・場所・植樹時の写真など）を活用し、進行管理を行う。
- (2) 育苗圃場における在庫数量管理
育苗圃場における苗木の在庫数量について鉢上げ年度、苗木サイズ等を把握、整理する。苗木の在庫数量の確認は業務着手後速やかに実施するものとし、その後は育苗圃場からの苗木の出入りを記録して、4半期毎に集計する。
適用範囲：約 33,750 m²（苗木育成管理図（資料編 P. 11）参照）

第4節 育苗管理

4.1 作業内容及び頻度

管理作業種別	頻 度		留意事項
播 種	適宜		必要数は年度当初に県との協議により決定するものとする。 ※種子採取は、県が主体となって実施するが、円滑に執り行えるよう、協力・支援すること。
灌 水	3月～6月、 10月、11月	1回/3日	灌水頻度は天候状況を考慮し、適切に行うこと。
	7月～9月	毎日	
	12月～2月	週1回	
鉢替え	適宜		整備状況や生育状況等を考慮し適切に行うこと。
除草	適宜		苗の生育状況や雑草の繁茂状況を考慮し、適切に行うこと。
施肥	適宜		苗の生育状況等を考慮し、適切に行うこと。

4.2 育苗施設管理における留意事項

種子は、県が採取したものを使用する。

なお、採取した種子等は、使用するまでの間、適切な管理を行うこと。

第5節 苗木育成管理

園内に植樹された苗木を対象とし、灌水、除草及び間伐を行い、適切な管理を行うこと。実施に当たっては県民及び企業の参画を得ながら実施すること。参画と協働での実施が困難な場合には、指定管理者が実施すること。

- ・適用範囲：苗木育成管理図（資料編 P. 11）参照

第1工区（はじまりの森）（間伐）：約 4,850 m²

第2工区（灌水・除草・間伐）：約 28,900 m²

※生育状況等を踏まえ、適用範囲を変更することがある。

5.1 苗木植栽

育苗圃場及び苗木の里親制度により育成された苗木については、植樹会等のイベントにおいて、県が毎年策定する植栽配置計画に基づき、植栽すること。植栽する際には、事前に県と協議を行うこと。

植樹会等においては、植栽に関する指導及びサポートを行うとともに、参加者の安全に配慮すること。

植樹会等の企画、調整、広報及び運営等については、県と協議・調整の上、実施すること。

5.2 灌水

苗木が枯損しないよう適切に灌水を行うこと。

灌水は、基本的にスプリンクラーによる自動灌水とするが、スプリンクラーの配置位置や風の影響による撒きむら解消のため、夏場等では必要に応じ、補助的に散水車等を利用した手撒き灌水を実施すること。また、生長した苗木に対しても、夏場の少雨時などで枯損の恐れがある場合等は、状況に応じて適宜灌水を行うこと。

- 頻度等

苗木植樹経過年数	時 期	頻 度	灌水方法
第2工区	3月～6月	1回/3日	スプリンクラー等灌水設備による自動灌水
	7月～9月	毎日	
	(夏季等補助灌水) 梅雨明け後少雨時	週1回 (年5回程度)	スプリンクラーの撒きむら解消のための手撒き
	10月～2月	なし	
第1工区	(夏季等補助灌水) 梅雨明け後少雨時	適宜 (年1回程度)	スプリンクラー等灌水設備または手動による灌水

- 灌水使用水は、基本的に工業用水とする。
- 第2工区のうち、植栽後4年を経過している苗木については、第1工区と同様の灌水頻度へ移行する。また、植栽後経過年数と生育状況を踏まえ、灌水頻度を減じることができる範囲については、年度毎に、県と調整のうえ決定する。
- 灌水頻度は天候状況を考慮し、適切に行うこと。

5.3 除草

苗木がある程度生長するまでの間は、生長を促し枯損を防ぐため、適切な時期に除草を行うこと。

第1工区の苗木植栽エリアについても、補植等に応じて除草を行い、苗木の生長促進を図ること。

苗木植栽エリアの除草においては、苗木を損傷させない対策を講じること。

頻 度：第1工区：1回/年、第2工区：2回/年

5.4 間伐

本公園の中長期の管理としては、樹木が成木（樹高 20m 程度）に生長する期間を 20 年間と見込み、群集毎の樹冠構成種の目標立木密度を 100 m²あたり 10~20 本と設定している。目標立木密度に導くため、間伐のローテーションを設定するなど緑地全体の間伐作業量を平準化した間伐作業計画を策定し、この計画に基づき適切な間伐を実施すること。

間伐により発生する木材は、中央緑地内の燃料等などに有効活用すること。

- ・頻 度：適宜（間伐作業計画に基づき、適切に実施）

第6節 みなの花野管理

四季折々の野草や草花により公園の華やかさを演出するべく、みなの花野の管理を適切に行うこと。

6.1 頻 度

管理作業種別	頻 度	
灌 水	3月～6月、 10月、11月	1回/3日
	7～9月	毎日
	12～2月	週1回
花殻摘	適宜	
施肥		
植樹	適宜	
除草	適宜	

※灌水頻度は天候状況を考慮し、適切に行うこと。

6.2 みなの花野管理における留意事項

- (1) みなの花野については多種類の野草見本園を目指しており、県が策定する「みなの花野維持管理計画」に基づき、適切に管理するとともに、野草の補植等については、県と協力のもと実施する。
- (2) みなの花野で使用する野草苗は、圃場で育成したものを使用する。
- (3) 植物の処理については、古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、適切に処理する。
- (4) 生物多様性の森づくりの取り組みの一環として、みなの花野において、イシガメを飼育している。指定管理者は、県の指導のもと、協力して、イシガメの成長に合わせた適切な飼育を行う。

第7節 天水池管理

安全性を確保し、植物、生物の保全に努める。

3. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施すること。

実施にあたっては、「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行うこと。

第1節 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

1.1 対象範囲

- (1) 建築物（パークセンター、作業棟2棟、トイレ2棟、倉庫、茅葺き民家）
- (2) 工作物（ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (3) 育苗施設（ハウス2棟、圃場1,300 m²、1,700 m²）
- (4) 雨水排水設備
- (5) 汚水排水設備
- (6) 給水・給湯設備（ウォーターサーバー含む）
- (7) 灌水設備（スプリンクラー等公園全域の灌漑設備施設）
- (8) 電気・機械設備（自動扉、空気調和設備、放送設備、照明灯、キュービクル（受変電施設）等、公園全域の電気・機械設備）
- (9) 消防設備
- (10) その他、上記に記載のない施設、設備

1.2 頻度

1回/日（遊具は少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと。）

1.3 日常点検における留意事項

- (1) 点検の範囲や頻度に応じた点検表を作成し、点検を実施する。
- (2) 遊具については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準じて行う。点検の範囲や頻度に応じた点検表を作成し、点検を実施する。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応する。

- (4) 平成 25 年（2013 年）に「阪神南ふれあいフェスティバル」の開催記念として、小学生のメッセージや写真等を収納したタイムカプセル（2043 年に開封予定）を大芝生広場南側に埋設している。異変等発見した際は県に連絡を行う。

第 2 節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲

- (1) 建築物（パークセンター、作業棟 2 棟、トイレ 2 棟、倉庫、茅葺き民家）
- (2) 工作物（ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (3) 育苗施設（ハウス 2 棟、圃場 1,300 m²、1,700 m²）
- (4) 雨水排水設備
- (5) 汚水排水設備
- (6) 給水・給湯設備
- (7) 灌水設備（スプリンクラー等公園全域の灌漑設備施設）
- (8) 電気・機械設備（自動扉、空気調和設備、放送設備、照明灯、キュービクル（受変電施設）等、公園全域の電気・機械設備）
- (9) 消防設備
- (10) その他、上記に記載のない施設、設備

2.2 頻度

2 回/年（ただし、雨水排水設備、給水・給湯設備、灌水設備については 1 回/年）

2.3 定期点検における留意事項

- (1) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施する。
- (2) 遊具については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき行う。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応する。
- (4) 雨水排水設備、汚水排水設備のポンプ類は、詰まりによる事故が無いように注意して点検を行うこと。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務付けられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (7) その他、上記に記載のない各法令

3.2 頻度

各法令等に基づく頻度

3.3 法定点検における留意事項

- (1) 電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施する。
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を確認する。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応する。

第4節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕^{*1}を指定管理者が速やかに行うこと。大規模な修繕^{*2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保したのち、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」とする。

※2 大規模な修繕とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

第5節 茅葺き民家の管理

5.1 対象範囲

茅葺き民家（資料編P.3）及び周辺エリア

5.2 茅葺き民家移築の背景

「尼崎の森中央緑地整備計画」（資料編 P. 14）に基づき、平成 30 年 3 月に“里山と昔体験の場”となる茅葺き民家を本緑地へ移築復元した。この茅葺き民家は、旧尼崎藩ゆかりの建物であり、芦屋市が部材を保管していた旧小阪家住宅（旧尼崎藩（現芦屋市三条町）の庄屋、芦屋市指定文化財）である。本緑地への移築後、平成 30 年 4 月に兵庫県の有形文化財に指定された。

5.3 日常的な管理

茅葺き民家開館中は毎日 1 人スタッフを配置^{※1}し、以下事項に留意しながら、良好な状態を維持すること。

また、エリア内の畠及び混ぜ生垣は、環境学習やイベント等による利用を想定しており、茅葺き民家同様、良好な状態で利活用出来るよう適切な維持管理を行うこと。

- ①畠干しを 2 回/年程度行うこと。
- ②くどの火入れによる茅の燻し^{※2}を適切に行うこと。

※1 県立有馬富士公園の茅葺き民家では、地域のボランティアに日常的な管理及び施設の解説・利活用プログラムの実施について協力を得ている。当民家の管理運営スタッフにおいても、ボランティア対応可とする。（III-6-6.4 に記載する茅葺き民家の運営業務と兼務とする。）

※2 煙の成分が茅や木材をコーティングして防菌、防虫に優れた効果を發揮し、家屋の耐久性向上に良い役割を果たす。

4. 占用施設について

占用施設は占用者が管理を行うものとし、県に確認の上、施設の管理区分を把握すること。

占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県に連絡すること。

5. 清掃

第 1 節 建築物等清掃

1.1 パークセンター

- (1) 頻度：日常清掃：1回/日、定期清掃：2回/年

- (2) 内容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及びワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行うこと。

1.2 茅葺き民家

- (1) 頻度：日常清掃：1回/日、定期清掃：2回/年
- (2) 内容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃、窓拭き等必要な定期清掃を行うこと。日常清掃時は、建具を開けて通風を確保すること。

1.3 作業棟A・B

- (1) 頻度：日常清掃：1回/週、定期清掃：1回/年
- (2) 内容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃及びワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行うこと。

1.4 トイレ

- (1) 適用範囲：3箇所（パークセンター：1箇所、園内：2箇所）
- (2) 頻度：1回/日
- (3) 内容：利用者に不快感を与えないよう、汚物の処理、洗剤を使っての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレットペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施すること。

1.5 工作物清掃（育苗施設ほか）

- (1) 頻度：3回/週
- (2) 方法：工作物の掃き掃除及び周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持すること。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

- (1) 適用範囲：公園全域。特に以下の施設を中心に清掃を行う。

面 積

舗装地(園路) 約 20,060 m ²	駐車場 約 11,190 m ²	はじまりの森広場 約 4,100 m ²
多目的広場 約 13,600 m ²	大芝生広場 約 29,000 m ²	みなの花野 約 1,600 m ²

(2) 頻 度 : 3回/週

(3) 方 法

①園内清掃

園内の紙屑、空カン、BIN、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。

県の指導がある場合は、これに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用するよう努めること。

②ゴミ処分

ゴミの運搬回数は、ゴミの量に応じて適切に行うこと。目安として、1回/週とする。ゴミの処理については、関連法令等を遵守するとともに、尼崎市指定業者に委託し、事業所系一般廃棄物として適正に処分すること。

2.2 水景施設清掃

(1) 適用範囲 : 約 90 m² (みなの花野 池・流れ)

(2) 頻 度 : 4回/年

(3) 方 法 : 小川内の土砂・落葉・雑草の除去など、利用状況に応じた清掃を行い、良好な状態を維持すること。

2.3 雨水排水施設清掃

(1) 適用範囲 : 排水施設 開渠側溝、排水会所

(2) 頻 度 : 適宜、梅雨前、台風時期

(3) 方 法 : 排水機能に支障が無いよう、ゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて泥上げ等の作業を行うこと。

III 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める業務時間中は、緊急時等の連絡調整のための人員を確保し、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

1.2 安全管理

窓口業務終了後は、駐車場門扉を施錠し、夜間等の業務時間外は、園内に車が立ち入らないようにすること。

2. 安全巡視

2.1 パトロール等

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方 法：安全で快適な公園利用ができるように、日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。

適切に公園が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げる行為、著しく迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行うこと。

イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、現地に急行し事故者の保護に努め、事故・事件関係者の把握に努める。救護の必要があれば、応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県に報告すること。

また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を確保すること。

3. 利用の指導

3.1 施設利用方法の指導

会議室（有料施設）及び公園施設の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図ること。

3.2 会議室の運営

兵庫県立都市公園条例及び兵庫県立都市公園条例施行規則に基づき、適切に運営を行う。

- (1) 期間：1月4日から12月28日まで
- (2) 利用時間：供用開始時刻から供用終了時刻まで

4. 利用料金等の徴収

4.1 適用範囲

会議室

上記については、兵庫県都市公園条例（以下「条例」という。）及び兵庫県立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき適切に運営を行うこと。利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、規則第6条第3項から第6項までの規定による権限は、指定管理者が行うこと。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条（抄）】

第1項、第2項 略

第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。

第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取り組み

本公園における各種イベントや環境学習等による利用促進の取り組みについては、活動団体、企業、行政等と連携し、参画と協働を基本に推進すること。

6.1 参画と協働による公園運営

本公園において県民や企業、活動団体等の参画と協働による公園運営に取り組むため、専門技術やノウハウを有するコーディネーターを配置し、住民の参画と協働に関する全般のコーディネートを行うこと。

(1) 尼崎 21 世紀の森づくり協議会等の運営

①尼崎 21 世紀の森づくり協議会の運営

県・尼崎市とともに、『尼崎 21 世紀の森づくり協議会』の事務局として運営し、公園での活動・取り組み等について、必要に応じて報告を行うこと。

a) 協議会の概要

尼崎 21 世紀の森構想の推進にあたっては、市民をはじめ、あらゆる主体がイメージの共有化を図るとともに、それぞれが創意工夫しながら積極的にまちづくり・森づくりを進めるため、全ての主体の参画と協働による取り組みが必要である。

そのため、県では、市民・企業・各種団体・学識者等からなる森構想推進母体の中核組織である「尼崎 21 世紀の森づくり協議会（資料編 P.14）」を平成 14 年(2002 年) 8 月に設置し、森づくりの方向性や方策などについて協議を行っている。

指定管理者は事務局の一員として、以下のことを踏まえ、会議を開催運営すること。

【尼崎 21 世紀の森づくり協議会の所掌事務】

- ・森づくり推進の方向性について協議し、市民、企業、行政等各主体の取り組みを促す
- ・森づくりの参画と協働を拡大させていくためのしくみづくり
- ・森づくり推進に関する意見、提案を行う
- ・森づくり推進に資する対外的、広域的な情報の発信及び働きかけに関すること
- ・その他森づくりの推進に必要な事項に関すること

b) 構成員

市民、企業、各種団体、学識経験者、行政（兵庫県、尼崎市）

c) 運営体制

県・尼崎市が運営主体であり、指定管理者は副次的な立場で運営にあたる。

② 「森の会議」の運営

a) 会議の概要

「森の会議」（資料編 P. 15）は、本公園における利用促進や参画と協働による公園運営を促すプログラムの推進のためだけでなく、本公園以外の尼崎 21 世紀の森構想エリア（以下「森構想エリア」という）に関する森づくり推進に係る話し合いも行う場として、平成 25 年（2013 年）に県が設置した。

誰もが気軽にフラットな立場で参加し、情報交換や連携する場として機能することにより、本公園を拠点とした活動のネットワークの構築及び活性化を目指している。

森づくりは 100 年かけた長期的な取り組みであり、持続的に活動を行うには、外部からの新たな参加を増やすことが必要であるため、森の会議は、新たな活動の担い手が参画し易い体制としている。

【森の会議の役割】

- ・森づくりの仲間づくりの場
- ・森の会議の活動を情報発信し、他の団体と情報交換する場
- ・イベントやアイディアを持ち寄り、実現へ向けて企画・実施する場

b) 構成員

県・尼崎市と指定管理者の他は、特定しない。何か活動をしたいと考える人が、誰もが気軽に参加でき、フラットに話し合える場として開催する。

c) 運営体制

指定管理者は事務局として、以下のことに留意して、会議を運営すること。

- ・本公園及び尼崎 21 世紀の森構想の目標像を理解し、共有する。
- ・本公園だけでなく、森構想エリアに関連する情報や取り組みを把握する。
- ・新たな課題が生じた場合は、速やかな課題解決に向け積極的に取り組む。
- ・運営にあたっては、尼崎 21 世紀の森構想を理解し、幅広いアイディアを引き出し集約する能力を有するコーディネーターを配置する。

【県が求めるコーディネーター】

- ・尼崎 21 世紀の森構想の趣旨に沿い、本公園を舞台として展開されるワークショップやイベントなど様々なプログラムの実施に向け、参加者の良いアイデアを引き出し、集約することができる。
- ・企業参画やまちづくり、広報活動に長け、広く公園や森づくりについて収集した情報を効果的に発信できる技術を有する。
- ・市民・企業・団体の企画やアイディアを、スケッチ、写真、WEB、映像などで表現し、伝達する能力を有する。
- ・活動団体、企業、行政との連絡・調整を適切に行えるコミュニケーション力を有する。
- ・地域を熟知し、地元の住民や企業、学校、活動団体とのネットワークを形成することができる。
- ・県・尼崎市と指定管理者が事務局として運営している『尼崎 21 世紀の森づくり協議会（資料編 P. 14）』との連携を図ること。

d) 指定管理者の役割

- ・本会議で提案された本公園で行われる企画や、本公園内において実施される各種団体の活動に対し、広報活動の援助や園内施設・備品の貸出等、提案の実現に向け支援し、適切なコーディネートを行うこと。
- ・新たな活動・主体を呼び込むための企画立案や、企業や活動団体等への働きかけ、キーパーソンの発掘・育成を行うこと。
- ・各団体等の情報の収集を行うとともに、ホームページや情報誌への掲載など各種媒体を活用することにより、尼崎の森中央緑地及び尼崎 21 世紀の森構想の認知度向上や尼崎 21 世紀の森づくり活動の輪の拡大を図ること。
- ・本会議の活性化が図られる企画や各種団体が自主的な活動が行えるよう、運営方法等について検討すること。
- ・本公園以外の森構想エリアにおける議題が提案された場合は、森構想エリア全体をコーディネートする県と協議・調整すること。
- ・本公園から発信することで森構想エリア全体に波及し、地域の賑わいや活力あるまちづくりに繋がるような提案についても積極的に受入れ、県に協議・調整するとともに、指定管理者の権限の範囲内で、実現に向け連携・協力すること。
- ・採用された企画については、指定管理者が主催又は提案者と共に催す方法があるが、このほか、提案者主催のイベントを積極的に受入れること。

- 提案された企画については、必要に応じて別途県と指定管理者とで協議し、法令等に抵触する等実施が困難な企画に対しても、積極的に代替案を検討する等、提案を実現する方向で検討すること。

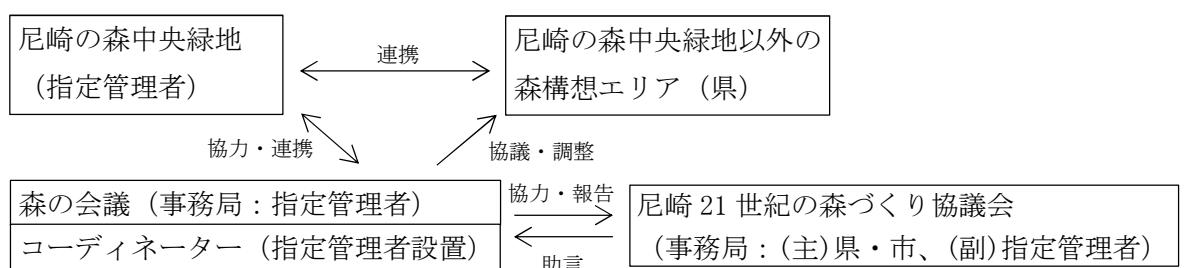
[本公園の特性からプログラム実施の際の留意事項]

本公園では、生物多様性の3原則「遺伝子の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」に基づき、六甲山系周辺、武庫川・猪名川流域等の地域産の種子を採取し、本公園内で育てた苗木を植栽している。利用促進のためのプログラムの一環としても、当該地域以外の種子を本緑地に植えることはできない。

e) 開催頻度

月1回程度、定期的に（例：第1土曜日）開催すること。

■運営のイメージ（募集要項 資料集P.8参照）



6.2 参画と協働による森づくり

(1) 参画と協働による森づくり活動の実施

本公園では、「生物多様性の森づくり」「参画と協働による森づくり」をキーワードとして、行政、県民、企業、学校、活動団体等が一体となって植栽等の公園整備や維持管理を行っている。

環境再生のフィールドを生かし、都市緑地としての機能を発揮し、県民が環境育成の一員となるよう、公園利用者と森づくりが連動したプログラムを展開すること。

(2) 参画と協働による森づくり活動の役割分担

本公園の指定管理者は、「尼崎の森中央緑地 森づくり活動 参画と協働に関するルールブック Ver.2.2」に定める県の役割（植栽基盤整備等は除く。）を担うとともに、将来にわたり持続可能な参画と協働による森づくり活動に取り組むこと。

（尼崎の森中央緑地 森づくり活動 参画と協働に関するルールブック Ver.2.2）

→ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/documents/rurufail.pdf>

区分	項目	役割分担※1		
		兵庫県	指定管理者	参画主体 (県民・企業等)
苗木生産	種子採取	●	△	○
	箱まき、鉢上げ、ポット苗除草			○
	灌水、病害虫防除		●	○※2
	苗木の里親 計画	○		
	〃 運営	○※県・指定管理者共催		
植栽基盤整備	造成、土壤改良	●	—	—
植栽	植栽		○	
養生	散水・洗浄※3		●	—
	マルチング	●		
緑地管理	除草		○	
	間伐		○	
	モニタリング		○	
	発生材の利用		○	

※1 ●：主体的に実施、○：参画と協働で実施、△：協力・支援

※2 薬剤を使わない作業に限る

※3 灌水用スプリンクラーを活用し、枝葉の汚れを落とす作業

(3) 森づくり定例活動の運営

本公園では、森づくりのPR及び参画と協働を目的として、開園以前から、森づくりの定例活動日（月3回）を定め、市民団体、企業、学校等が森づくりへ参画する機会を設けている。活動内容としては、播種、鉢上げ、植栽、間伐等の森づくりに向けた作業を実施している。

これに際し、県と調整して、定例活動日の作業計画を決定し、準備及び運営を実施すること。なお、必要に応じ、定例活動の支援・協力者（アマフォレストの会等）と事前に活動調整を行うこと。

当日は、参加者への作業内容の説明、新規参加者のフォローや作業の指導・助言を行うこと。

・活動日（案）：毎月第1日曜日、第3金曜日、第4土曜日 9時半頃～12時頃

(4) 苗木の里親制度の運営

本制度は本公園で育苗した苗木を個人、学校、企業等に配布し、半年～1年間各家庭及び学校等で育苗してもらった後、本公園で開催される「苗木の里親植樹

会」等において自ら植樹してもらう制度である。尼崎の森中央緑地植栽計画に基づき指定管理者は、県と協議のうえ、以下の業務を実施すること。

① 苗木の配布

本公園内で実施される各イベント等の機会に併せて、来園者等へ苗木を配布すること。配布する樹種、本数等については、県と事前に調整すること。

② 苗木の里親植樹会の運営

指定管理者は、苗木の里親植樹会の準備をし、運営すること。

なお、植樹場所については、事前に県と調整の上、決定すること。

(5) 苗木の里親参画団体の森づくり活動支援

里親制度に参画する団体による植樹活動を支援すること。

(6) エリア設定型参画団体の森づくり活動支援

エリア設定制度（資料編 P. 19 参照）に参画する団体による森づくり活動を支援すること。

6.3 森づくり活動等の人材について

前述の森づくり活動及び後述する魅力アップ事業において、活動や事業を実施する際には、専門的知識や経験などをもつ森づくりコーディネーター、環境学習コーディネーターを配置し、業務にあたること。

(1) 森づくりコーディネーターに必要な能力や経験

- ・森育成管理に要する専門性を有する。
- ・生物多様性に関する知識を有する。
- ・環境学習事業を実践できる技術、知識を有する。
- ・生物多様性に関するディスプレイ方法を工夫する等、学習効果を高めるための空間づくりを行うことができる。
- ・専門分野における地元の学識経験者や専門家とのネットワークを形成することができる。
- ・地域を熟知し、地元の住民や企業、学校、活動団体とのネットワークを形成することができる。

(2) 環境学習コーディネーターに必要な能力や経験

- ・中央緑地での事業内容及び取り組みを理解し、環境学習事業及び実施マニュアルについて、分かり易く指導できる知識、技術を有する。
- ・関係団体との調整等でのコミュニケーション能力を有し、小学校等と学習内容に関する調整ができる。
- ・植物や生物多様性の森づくり等に関する基本的な知識を有する。
- ・小学生や幼児を対象とした環境学習やイベント等の運営に関わった経験を有する。

【資料】

ア 尼崎の森中央緑地 環境学習マニュアル（小学生向け）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/documents/syougakuseimanyuaru1.pdf>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/documents/syougakuseimanyuaru2_1.pdf

イ 尼崎の森中央緑地環境学習マニュアル（未就学児向け）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/documents/youjimukemanyuaru1.pdf>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/documents/youjimukemanyuaru2.pdf>

6.4 茅葺き民家の運営

(1) 利活用プログラムの推進

来園者が、森と人が共生していた里山の仕組みや里山の歴史・文化を学べる場として、茅葺き民家を利活用したプログラムを推進すること。プログラムは、民家周辺の森や芝原と一体的に昔の里山の暮らしや生業について体験できるものとし、この体験学習の実施に必要な知識を有するスタッフがその業務にあたること。

芦屋市の文化財建造物を受入れた背景を踏まえ、尼崎市民だけでなく、芦屋市民の本公園における関心を高めることを目指し、芦屋市（教育委員会）と連携した小中学校の校外学習での活用を推進すること。

【想定する利活用プログラム】

- ・昔話を実践する柴刈り
- ・園内の間伐材を活用したかまどでの炊事
- ・季節の催事
- ・園内の植物による草木染、わら道具づくり、炭焼き、和紙づくり

6.5 利用促進事業

公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働又は利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業）を積極的に実施すること。

指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。

後述する魅力アップ事業は、仕様書により、森づくり構想に沿ったプログラム・イベントの事業内容やテーマを定めているが、この事業とは別に、管理運営業務のなかで、利用促進事業を実施すること。森構想に沿った事業はもとより、防災フェアの開催や地域の交通機関との連携事業等、自由な提案を求める。

指定管理者は、園内の資源等を活かした利用プログラムを積極的に企画・開催し、利用の活性化を図ること。

森の会議や地域からの企画・提案によるイベントに対しても、柔軟かつ積極的に対応し、調整のうえ実施すること。

6.6 尼崎の森中央地魅力アップ事業

森構想エリアの魅力アップを図るため、リーディングプロジェクトとして位置づけられている本公園において、事業の計画・実施やイベント誘致を担うスタッフを配置し、別紙「尼崎の森中央緑地魅力アップ事業仕様書(県と指定管理者が協議のうえ年度毎に作成)」に示すとおり実施すること。

本事業を効果的かつ円滑に進めるため、総合調整できるスタッフを配置すること。

6.7 広報活動

(1) 内容：

- ①公園運営のコンセプト、社会的意義を広く知らせる。
- ②公園の存在、内容を知らせる。
- ③植樹会、音楽会等（自主開催含む。）公園で行われる催しを知らせる。
- ④苗木の里親制度等の森づくり活動を広く知らせる。
- ⑤供用しない日・利用時間・利用方法等を知らせる。
- ⑥特徴的な生物多様性の森づくりやその取り組みを、環境再生のモデルとして、県内だけでなく全国に情報発信する。
- ⑦構想エリアの魅力向上に資する情報発信に努める。

(2) 方 法：パンフレット、ホームページ、SNS、イベント、定期的に発行するニュースレター等

特に、以下の情報発信の媒体については、定期的に更新を行うこと。

①ホームページの更新

下記ウェブサイト、フェイスブックを適切に更新すること。本公園以外の情報については、県や市からの情報提供を踏まえて更新すること。

※尼崎 21 世紀の森ウェブマガジン → <http://ama21mag.jp/>

※尼崎の森中央緑地～『わんがんの森』をつくろう

→ <https://www.facebook.com/ama21f>

②「森のしんぶん」の作成

森づくり活動日やイベント等（魅力アップ事業で行うものを含む。）、本公園での森づくり活動の様子を伝える新聞を発行すること。

・頻 度：4回/年

・サ イ ズ：A3両面（県と協議の上、変更可）

※部数・配布先については、県と協議の上、決定する。

6.8 尼崎スポーツの森との相互協力について

- ・隣接する尼崎スポーツの森（資料編 P.16 参照）の指定管理者（あまがさき健康の森株式会社）と相互に協力し、共同のイベントを開催するなど、本公園全体の利便性向上及び利用促進を図ること。
- ・多目的広場については、県と指定管理者（あまがさき健康の森株式会社）との協議に基づき、臨時駐車場としての使用を前提としている。このため、屋外プール開設時（7月上旬～9月上旬）や水泳・スケートの大会開催時（不定期）等において、常設駐車場の不足が見込まれる場合には、事前に指定管理者（あまがさき健康の森株式会社）と調整の上、多目的広場を臨時駐車場として提供すること。

6.9 中央緑地への交通手段の検討について

公共交通機関を交通手段とする来園者の利用促進を図るために、路線バス、尼崎スポーツの森のシャトルバス等周辺の交通状況を考慮し、競合しないよう、特に集客イベントやプログラムの開催時など、必要に応じて交通手段の確保を検討すること。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止・最小化に努めるとともに、災害・事故発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

また、地域の防災拠点に位置付けられている。このことから、管理運営と組み合わせた取組みを推進し、災害時の利用者の安全の確保など、防災対策にも十分に配慮すること。

1.1 災害への対応

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、津波、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時においては基本的にこのマニュアルに基づき行動すること。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

①県から発令される指示に従うものとする。

②緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し、速やかに点検結果をとりまとめ、資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。

③人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。

④二次災害の防止のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

⑤前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

①危険回避のために必要な場合は、最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

②災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定すること。

(内容) 人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

(2) 事故時の措置

- ①重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故）については、必ず県に報告、その他の事項については適宜報告する。
- ②事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。
- ③事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ④前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行う。
- (2) 夜間パトロールの実施や、たき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、パークセンター、茅葺き民家及び作業棟Aの夜間及び休業日の警備体制などを実施計画書に記載し、県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任となるため、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険への加入を義務づけることとする。

(内容) 公園等総合賠償責任保険

対人賠償 1 人につき 1 億円 1 事故に付き 3 億円

対物賠償 1 事故当たり 500 万円

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設等について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済に加入すること。

V その他

1. 県への報告

1.1 報 告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び利用状況を県に報告する。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出する。

①日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ、報告できるように整理を行う。

②月報

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出する。

③年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出する。

④日入園者数の把握

有料施設の利用者数、駐車台数を基準（又は目安）に、必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握する。

[現行の入園者数のカウント方法]

- ・駐車出口ゲート出庫台数の記録を基に、普通自動車台数×3人でカウント。
(なお、尼崎スポーツの森の繁忙期（尼崎スポーツの森が、交通誘導員をつけて多目的広場の臨時駐車場を利用した日）は、原則として上記記録の1割※を本公園の入園者としてカウント。)
- ・行事への参加者(団体)等で、自動車で来園していないことが明らかな団体等は、その実参加者数をカウント。
- ・マイクロバス・大型バス等で来園の場合は、その実参加者数をカウント。乗車人数が分からぬ場合は、大型バスは50人、マイクロバスは25人でカウント。
- ・自転車等は巡視等の際に数を確認し、カウント。

※カウントの割合は、アンケート等で来園者の動向を調査した結果、実態に乖離があれば、県と協議のうえ、変更可能である。

⑤利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施する。その結果を自己評価に反映する。

【年間目標調査数】

- ・公園利用アンケート：合計 200 人程度（通年）
- ・イベントアンケート：合計 200 人程度（利用促進事業）
合計 200 人程度（魅力アップ事業）
(各事業原則 2 回以上: 春、秋のイベントで各 1 回以上)

※本公園は、子育て支援型公園に位置づけられているため、公園利用アンケート、イベントアンケートに同伴者年齢のアンケート項目を追加することにより、「子育て世代」アンケート（100 人以上）を抽出し、その満足度を「自己評価報告書」における利用者満足度調査結果に追記すること。

（「子育て世代」とは、アンケート回答者の同伴者が家族かつ同伴者の年齢が小学生以下の場合及び回答者の年齢が小学生かつ同伴者が家族の場合である。）

⑥自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施、報告する。

- ⑦苦情、要望等の特別な事項については報告する。
 - ⑧利用促進事業と魅力アップ事業それぞれの内容及び収支について報告する。
 - ⑨収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を報告する。
 - ⑩「森の会議」の議事録（書式は任意）を作成し提出する。
- (4) 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は「施設台帳等の作成の手引き（兵庫県県土整備部）」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出すること。

1.2 尼崎の森中央緑地管理運営マネジメント会議

県は、質の高い指定管理業務を行うため、指定管理者の管理運営状況を評価する場として尼崎の森中央緑地管理運営マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という）を設置している。

- ①組織
 - a) 構成員
県、指定管理者
 - b) 運営主体
県

②指定管理者の役割

利用者のアンケート結果を整理分析し、自己評価するとともに、必要に応じ、改良案をとりまとめ、マネジメント会議に諮る。

(主な協議事項)

- ・実施計画に対する管理運営状況の確認
 - ・魅力アップ事業の効果の検証（アンケート分析、自己評価含む）
- ※マネジメント会議の結果を受け、速やかに改善策をまとめる。

③開催回数・時期

年1回、2月※の開催を基本とする。

※第1～3四半期の実績を評価し、本会議の結果を踏まえて、次年度の事業計画に反映すること。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

3. 指定管理業務以外の業務

3.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。